

鹿 児 島 県 公 報

令和 3 年 3 月 19 日 (金) 第 192 号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則

- ジャパンアスリートトレーニングセンター大隅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (※) (スポーツ振興課取扱い) 1

告 示

- 指定管理者の指定 (観光課取扱い) 2
- 保安林の指定の解除予定 (2 件) (森づくり推進課取扱い) 2
- 漁船保険付保義務発生 (10件) (水産振興課取扱い) 2
- 肥料の登録の有効期間の更新 (経営技術課取扱い) 4
- 土地改良区の役員の就退任の届出 (農地整備課取扱い) 4
- 公共測量の終了 (監理課取扱い) 5
- 道路の区域の変更 (5 件) (道路維持課取扱い) 5
- 道路の供用の開始 (6 件) (道路維持課取扱い) 6
- 自動車専用道路の指定 (道路維持課取扱い) 8
- 政府調達に関する苦情の処理手続の一部改正 (※) (会計課取扱い) 9
- 鹿児島県政府調達苦情検討委員会設置要綱の一部を改正する要綱 (※) (会計課取扱い) 9
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (大隅地域振興局取扱い) 9
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (大隅地域振興局取扱い) 9

公 告

- 開発行為に関する工事の完了公告 (2 件) (建築課取扱い) 10

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 政治団体の名称等の公表 (選挙管理委員会取扱い) 10

人 事 委 員 会 規 則

- 職員団体の登録等に関する規則の一部を改正する規則 (※) (職員課取扱い) 12

正 誤

- 鹿児島県公報号外の 2 (平成 25 年 2 月 28 日付け) の一部訂正 (※) (総務課取扱い) 13

規 則

ジャパンアスリートトレーニングセンター大隅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 19 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第 3 号

ジャパンアスリートトレーニングセンター大隅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

ジャパンアスリートトレーニングセンター大隅の設置及び管理に関する条例施行規則 (平成 30 年鹿児島県規則第 32 号) の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項第 4 号中「公益財団法人鹿児島県体育協会」を「公益財団法人鹿児島県スポー

ツ協会」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

告 示

鹿児島県告示第337号

鹿児島県公の施設に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第13号）第7条第1項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

令和3年3月19日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 公の施設の名称
鹿児島県桜島ビジターセンター
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人桜島ミュージアム
鹿児島市桜島小池町1327番地
- 3 指定の期間
令和3年4月1日から令和5年3月31日まで

鹿児島県告示第338号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和3年3月19日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 解除予定保安林の所在場所
肝属郡肝付町岸良字姫門1593番12（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び肝付町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第339号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和3年3月19日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 解除予定保安林の所在場所
肝属郡肝付町岸良字姫門1593番12（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 3 解除の理由
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び肝付町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第340号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、阿久根加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

令和 3 年 3 月 19 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

鹿 児 島 県 告 示 第 341 号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、串木野加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

令和 3 年 3 月 19 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

鹿 児 島 県 告 示 第 342 号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、市来加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

令和 3 年 3 月 19 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

鹿 児 島 県 告 示 第 343 号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、坊泊加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

令和 3 年 3 月 19 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

鹿 児 島 県 告 示 第 344 号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、枕崎加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

令和 3 年 3 月 19 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

鹿 児 島 県 告 示 第 345 号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、山川加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

令和 3 年 3 月 19 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

鹿 児 島 県 告 示 第 346 号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、谷山加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

令和 3 年 3 月 19 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

鹿 児 島 県 告 示 第 347 号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、島平加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

令和 3 年 3 月 19 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

鹿 児 島 県 告 示 第 348 号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、佐多加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

令和 3 年 3 月 19 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

鹿児島県告示第349号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、名瀬加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

令和 3 年 3 月 19 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第350号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

令和 3 年 3 月 19 日

鹿児島県知事 塩田康一

登録番号	更新後の登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者	
						氏名又は名称	住所
鹿児島県肥第1262号	令和9年3月11日	加工家きんふん肥料	乾燥発酵鶏糞	窒素全量 3.0 りん酸全量 3.0 加里全量 3.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	株式会社霧島エッグ	霧島市霧島永水3925番地4

鹿児島県告示第351号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、笠野原土地改良区の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和 3 年 3 月 19 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 就任した役員の氏名及び住所

- 理事 安藤 和文 鹿屋市下高隈町5023番地 6
- 理事 川崎 成敏 鹿屋市上祓川町7919番地
- 理事 田原 義博 鹿屋市東原町3269番地
- 理事 山中 芳春 鹿屋市王子町3966番地 4
- 理事 梶原 正憲 鹿屋市旭原町2404番地 1
- 理事 松下 逸馬 鹿屋市白崎町13番16号
- 理事 若松 治海 鹿屋市笠之原町12番 9 号
- 理事 島井 孝二 鹿屋市川東町7084番地 3
- 理事 高橋 見直 鹿屋市吾平町下名2936番地 2
- 理事 前田 浩人 鹿屋市串良町細山田5002番地 3
- 理事 篠原 憲幸 鹿屋市串良町有里7535番地 1
- 理事 小城 鶴守 鹿屋市串良町有里8150番地 5
- 理事 下園 幸一 鹿屋市串良町有里1227番地
- 理事 田平 一盛 鹿屋市串良町下小原2787番地 2
- 理事 大倉 正昭 鹿屋市串良町岡崎3069番地 2
- 理事 山下 繁 鹿屋市串良町有里7555番地 1
- 理事 中野 純喬 鹿屋市串良町上小原3206番地
- 理事 福田 幹雄 肝属郡肝付町富山1656番地
- 監事 味吉 成男 鹿屋市串良町細山田4574番地12
- 監事 西元 貞幸 鹿屋市川東町6711番地
- 監事 下津 良人 鹿屋市西祓川町296番地

(任期 令和 3 年 2 月 21 日から令和 7 年 2 月 20 日まで)

2 退任した役員の氏名及び住所

- 理事 安藤 和文 鹿屋市下高隈町5023番地 6

理事	川崎	成敏	鹿屋市上祓川町7919番地
理事	田原	義博	鹿屋市東原町3269番地
理事	山中	芳春	鹿屋市王子町3966番地 4
理事	梶原	正憲	鹿屋市旭原町2404番地 1
理事	松下	逸馬	鹿屋市白崎町13番16号
理事	武元	悟	鹿屋市笠之原町7365番地12
理事	畠井	孝二	鹿屋市川東町7084番地 3
理事	高橋	見直	鹿屋市吾平町下名2936番地 2
理事	蛭川	信幸	鹿屋市串良町細山田5171番地 4
理事	篠原	憲幸	鹿屋市串良町有里7535番地 1
理事	小城	鶴守	鹿屋市串良町有里8150番地 5
理事	道免	勇	鹿屋市串良町有里2380番地 1
理事	田平	一盛	鹿屋市串良町下小原2787番地 2
理事	内門	道秋	鹿屋市串良町岡崎3163番地
理事	山下	繁	鹿屋市串良町有里7555番地 1
理事	中野	純喬	鹿屋市串良町上小原3206番地
理事	福田	幹雄	肝属郡肝付町富山1656番地
監事	東	速雄	鹿屋市東原町6826番地10
監事	味吉	成男	鹿屋市串良町細山田4574番地12
監事	西元	貞幸	鹿屋市川東町6711番地

鹿児島県告示第352号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、大隅地域振興局長から令和2年9月18日鹿児島県告示第849号で告示した公共測量の実施は、令和3年3月3日終了した旨の通知があった。

令和3年3月19日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第353号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和3年3月19日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月19日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	日南志布志線	志布志市志布志町内之倉字中須3390番8地先から3363番2地先まで	前後	6.1～18.3 11.6～37.4	576.8 572.0

鹿児島県告示第354号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和3年3月19日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月19日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	颯娃宮ヶ浜線	指宿市池田字立神5748番1地先から5749番1地先まで	前後	8.2～11.3 14.7～19.2	37.0 37.0
		指宿市池田字立神5744番1地先から5739番1地先まで	前後	7.8～11.2 13.2～25.1	54.6 54.6
		指宿市池田字瀬戸上5759番2地先から5766番1地先まで	前後	8.8～10.6 6.8～17.7	69.4 69.4
		指宿市池田字炭床5719番1地先内	前後	8.6～8.8 5.8～8.7	15.8 15.8

鹿児島県告示第355号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和3年3月19日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月19日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	颯娃宮ヶ浜線	指宿市池田字立神5748番1地先から5749番1地先まで	令和3年 3月19日
		指宿市池田字立神5744番1地先から5739番1地先まで	
		指宿市池田字瀬戸上5759番2地先から5766番1地先まで	
		指宿市池田字炭床5719番1地先内	

鹿児島県告示第356号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和3年3月19日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月19日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	打木谷白沢津線	枕崎市あけぼの町44番1地先から1番地先まで	前後	8.3～13.7	148.4
			前後	9.9～18.2	148.4

鹿児島県告示第357号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和3年3月19日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 3 年 3 月 19 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	打木谷白沢津線	枕崎市あけぼの町44番1地先から1番地先まで	令和3年3月19日

鹿 児 島 県 告 示 第 358 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和3年3月19日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 3 年 3 月 19 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	安脚場実久線	大島郡瀬戸内町大字諸数字坂元原329番1地先から同町大字諸数字里原327番1地先まで	前	24.0～37.0	60.0
			後	36.3～52.0	60.0

鹿 児 島 県 告 示 第 359 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和3年3月19日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 3 年 3 月 19 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	安脚場実久線	大島郡瀬戸内町大字諸数字坂元原329番1地先から同町大字諸数字里原327番1地先まで	令和3年3月19日

鹿 児 島 県 告 示 第 360 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和3年3月19日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 3 年 3 月 19 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	曾津高崎線	大島郡瀬戸内町大字久慈字与助1084番地先から同町大字久慈字タチナキ1060番乙地先まで	前	6.7～16.5	21.0
			後	20.0～21.6	21.0

鹿児島県告示第361号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和3年3月19日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月19日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	曾津高崎線	大島郡瀬戸内町大字久慈字与助1084番地先から同町大字久慈字タチナキ1060番乙地先まで	令和3年3月19日

鹿児島県告示第362号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和3年3月19日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月19日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	垂水南之郷線	曾於市末吉町南之郷字下前田9018番2地先から9004番地先まで	令和3年3月19日

鹿児島県告示第363号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和3年3月19日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月19日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	名瀬瀬戸内線	大島郡宇検村大字須古字小部連883番9地先から同村大字部連字越地6番1地先まで	令和3年3月19日

鹿児島県告示第364号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の2第2項の規定により、次のとおり自動車専用道路を指定する。

なお、指定する道路の部分を表示した図面は、令和3年3月19日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月19日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 路線名
飯野松山都城線
- 2 指定する道路の部分及び期日

指 定 す る 道 路 の 部 分	指定する期日

曾於市末吉町南之郷字東田5686番1地先から同市末吉町南之郷字大内田2019番2地先まで	令和3年3月19日
----------------------------------------------	-----------

鹿児島県告示第365号

平成8年7月5日鹿児島県告示第1083号（政府調達に関する苦情の処理手続）の一部を次のように改正し、令和3年3月19日から施行する。

令和3年3月19日

鹿児島県知事 塩田康一

1(1)中「1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定」を「2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定」に改める。

2(1)中「第2条第2号」を「第2条第3号」に、「同条第3号」を「同条第4号」に改める。

鹿児島県告示第366号

鹿児島県政府調達苦情検討委員会設置要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

令和3年3月19日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県政府調達苦情検討委員会設置要綱の一部を改正する要綱

鹿児島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年鹿児島県告示第1084号）の一部を次のように改正する。

第1条中「1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定」を「2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定」に改める。

附 則

この要綱は、令和3年3月19日から施行する。

大隅地域振興局告示第5号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和3年3月19日

大隅地域振興局長 松菌英昭

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
クローバーよつばのいえ寿8	鹿屋市寿八丁目11番18号	株式会社スリーベル	東京都西東京市ひばりが丘北三丁目7番14号	鈴木 剛	令和3年3月15日	放課後等デイサービス

大隅地域振興局告示第6号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和3年3月19日

大隅地域振興局長 松菌英昭

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
就労継続支援B型 Together	鹿屋市申良町上小原1972番地1	株式会社肝属環境サービス	肝属郡肝付町後田3098番地2	中村えい子	令和3年3月1日	就労継続支援B型

公 告

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和 3 年 3 月 19 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
枕崎市板敷西町534番, 535番, 536番, 537番, 538番, 539番の一部, 541番, 542番及び543番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名
枕崎市岩戸町12番地
株式会社M R C
代表取締役 松野下亮

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和 3 年 3 月 19 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
(2工区)
南九州市穎娃町牧之内字下門1667番1の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名
南九州市知覧町郡6204番地
南九州市長 塗木弘幸

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第10号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による設立の届出があった政治団体，法第7条第1項の規定による異動の届出があった政治団体，法第17条第1項の規定による解散の届出があった政治団体，法第19条第2項の規定による資金管理団体の指定の届出があった政治団体及び同条第3項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があった政治団体又は資金管理団体でなくなった旨の届出があった政治団体の名称等は，次のとおりである。

令和 3 年 3 月 19 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

- 1 設立の届出があった政治団体
その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）
国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
石塚康秀後援会	石塚 康秀	石塚 康秀	肝属郡南大隅町佐多馬籠3529-3	令和3年2月9日
おつじさちお後援会	丸山 龍郎	尾辻 幸雄	南さつま市加世田麓町6-6	令和3年2月1日
久木田たいわ後援会	久木田 大和	久木田 恭子	霧島市福山町福山5130-115	令和3年2月1日

下園かずみ後援会	下園 和己	蔵前 鐵郎	日置市吹上町今田747番地1	令和3年 2月1日
中村清栄後援会	東 誠康	東 誠康	日置市伊集院町下谷口2704-1	令和3年 2月26日
永山由高後援会	永山 由高	永山 佳央里	日置市東市来町美山1263	令和3年 2月3日
はしぐち健一郎後援会	橋口 健一郎	野崎 博志	日置市伊集院町猪鹿倉25	令和3年 2月16日
平野たかし後援会	平野 貴志	平野 貴志	霧島市国分川内148-21	令和3年 2月8日
ふるたまさや後援会	市場 光昭	古田 妙子	薩摩郡さつま町柏原558-5	令和3年 2月1日
令和会	桃北 勇一	桃北 るり子	日置市伊集院町郡1189-4	令和3年 2月15日

2 異動の届出があった政治団体

(1) 政党の支部

法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党鹿児島県第四選挙区支部	森山 裕	主たる事務所の所在地	鹿屋市新川町671-2	鹿屋市西大手町9-10	令和3年 2月19日

(2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
鹿児島県トラック政治連盟	鳥部 敏雄	代表者の氏名	鳥部 敏雄	中村 利秋	令和2年 6月17日
鹿児島県ビルメンテナンス政治連盟	野元 一喜	主たる事務所の所在地	鹿児島市新町3-10ビクトワール鹿児島202号	鹿児島市堀江町19番6号協栄ビル202号	令和3年 1月4日
鹿児島県分権地方自治政策研究会	藤田 太一	会計責任者の氏名	泉 広明	伊地知 紘徳	令和3年 2月5日
佐多しんじ後援会	荳 昌史	代表者の氏名	荳 昌史	常深 勇	令和3年 2月1日
ながくら浩二後援会	長倉 浩二	政治団体の名称	ながくら浩二後援会	長倉浩二後援会	令和3年 2月8日
原口政敏後援会	原口 俊昭	代表者の氏名	原口 俊昭	原口 昭夫	令和3年 2月20日
ももきた勇一後援会	切原 勉	代表者の氏名	切原 勉	建山 芳徳	令和3年 2月1日
八板俊輔後援会	田上 容正	主たる事務所の所在地	西之表市西之表9934番地7	西之表市東町52-1 1階	令和3年 2月15日
やひさ弘文後援会	持原 秀行	主たる事務所の所在地	薩摩川内市湯田町5917番地2	薩摩川内市神田町3番33号	令和2年 11月30日

3 解散の届出があった政治団体

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	解散年月日
新しい鹿児島市政を実	鹿児島市加治屋町12-	山崎 英二	令和3年2月10日

現する会	11-1 F		
池田広後援会	出水郡長島町獅子島 1689番地 1	水元 寿彦	令和 2 年 12 月 31 日
神園かつき後援会	伊佐市菱刈徳辺2244- 1	山口 満男	令和 2 年 12 月 31 日
杉藪道朗後援会	薩摩川内市国分寺町 3964	杉藪 道朗	令和 3 年 2 月 1 日
ひだか政勝後援会	薩摩郡さつま町平川 4609	木原 晃一	令和 2 年 12 月 20 日
福元光一後援会	薩摩川内市五代町7215 - 2	東 明	令和 2 年 12 月 28 日
ふじた太一とともに明 るい鹿児島をつくる会	鹿児島市武三丁目32- 1-701	藤田 太一	令和 2 年 12 月 31 日
真辺有次後援会	熊毛郡屋久島町志戸子 197- 1	白川 満秀	令和 2 年 12 月 31 日
三浦広幸後援会	薩摩郡さつま町久富木 2398	加治屋 忍	令和 2 年 12 月 31 日
持原秀行後援会	薩摩川内市天辰町802 番地	寺脇 康生	令和 2 年 11 月 30 日

4 資金管理団体の指定の届出があった政治団体

届出をした者の 氏 名	代表者の氏名	公職の種類	資金管理団体 の 名 称	主たる事務所の 所 在 地	指 定 年 月 日
平野 貴志	平野 貴志	霧島市長	平野たかし後 援会	霧島市国分川内 148-21	令和 3 年 2 月 5 日
桃北 勇一	桃北 勇一	日置市長	令和会	日置市伊集院町 郡1189- 4	令和 3 年 2 月 15 日

5 資金管理団体の指定の取消し又は資金管理団体でなくなった旨の届出があった政治団体
法第19条第3項第2号による届出があった政治団体

届出をした者の氏名	資 金 管 理 団 体 の 名 称	資金管理団体でな くなった年月日
杉藪 道朗	杉藪道朗後援会	令和 3 年 2 月 1 日

人事委員会規則

職員団体の登録等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 19 日

鹿児島県人事委員会委員長 西啓一郎

鹿児島県人事委員会規則第 1 号

職員団体の登録等に関する規則の一部を改正する規則

職員団体の登録等に関する規則（昭和41年鹿児島県人事委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「記載し、登録を行う職員が押印して」を「記載して」に、同条第 3 項中「削除した」を「削除（この項において「訂正等」という。）をした」に、「字数」を「訂正等をした年月日」に、「記載し、押印しなければ」を「記載しなければ」に改める。

第 5 条中「登録の証印を押した」を削る。

第 9 条第 2 項中「受理の証印を押した」を削る。

別記第 1 号様式（その 1）中「印」を削る。

別記第 2 号様式（その 3）中「昭和 年」を「 年」に改める。

別記第 3 号様式（その 1）及び別記第 4 号様式から別記第 6 号様式までの規定中「印」を削る。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

正 誤

平成 25 年 2 月 28 日 付 鹿 児 島 県 公 報 号 外 の 2 中 次 の と お り 誤 り が あ っ た の で 訂 正 す る。

ページ	訂正箇所	誤	正
1	下から 20 行目	第 3 条 中	第 3 条 の 見 出 し 中 「 政 務 調 査 費 」 を 「 政 務 活 動 費 」 に 改 め ， 同 条 中